

平成18年大洲市議会第2回定例会会議録 第4号

平成18年6月28日(水曜日)

出席議員

1番 大野立志
2番 上田栄一
3番 安川哲生
4番 福積章男
5番 山本光明
6番 西村豊
7番 武田雅司
8番 中野寛之
9番 二宮淳
10番 梅木良照
11番 梶田和美
12番 村上常雄
13番 水本保
14番 岩田忠義
15番 宮本増憲
16番 叶岡廣志
17番 後藤武薫
18番 有友正本
19番 古野青弘
20番 矢間一義
21番 向井敏憲
22番 岡孝志
23番 吉岡猛
24番 清水久二博
25番 田中堅太郎
26番 山下勝利
27番 中野茂明
28番 吉岡昇平
29番 大野新策
30番 小泉紘文

欠席議員

なし

出席理事者

市長 大森隆雄
助役 首藤馨
収入役 田上隼藏
総務部
部長 小島健市
副部長兼危機管理課長 白石隆壽
副部長兼総務課長 上川慶信
人事秘書課長 神元崇
総務課長補佐 篠原雅人
総務課行政係長 往田秀樹
企画財政部
部長 上村孝廣
財政課長 松田眞
財政課長補佐 松本一繁
市民福祉部
部長 佐伯幸一
建設農林部
部長 城戸良一
副部長兼農林水産課長 松岡良明
治水プロジェクト
担当副部長心得 二宮勝
長浜支所
支所長 櫻田和明
肱川支所
支所長 滝野弘志
河辺支所
支所長 河本治
農業委員会
事務局長 蔵田伸一
教育委員会
委員長 岩田徳幸
教育長 叶本正
教育部長 尾崎公男
公営企業

病 院 長 谷 口 嘉 康
 病院事務局副部長 垣 内 哲
 監 査
 委 員 藤 川 卓 見
 ~ ~ ~ ~ ~

出席事務局職員

事 務 局 長 西 山 隆 夫
 次 長 池 田 悦 子
 事務専門員兼調査係長 藤 岡 章 男
 議 事 係 長 谷 野 秀 明
 ~ ~ ~ ~ ~

議事日程

平成18年 6 月28日 午後 2 時 開 議

日程第 1

会議録署名議員の指名

日程第 2

- 第76号議案 平成18年度大洲市一般会計補正予算（第 1 号）
- 第77号議案 平成18年度大洲市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 第78号議案 平成18年度大洲市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 2 号）
- 第79号議案 平成18年度大洲市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 第80号議案 平成18年度大洲市介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第81号議案 平成18年度大洲市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第82号議案 平成18年度大洲市港湾施設事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第83号議案 平成18年度大洲市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第84号議案 平成18年度大洲市公共下水道

事業特別会計補正予算（第 1 号）

- 第85号議案 平成18年度大洲市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第86号議案 平成18年度大洲市病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 第87号議案 大洲市屋外広告物条例の制定について
- 第88号議案 長浜都市計画特別工業地区建築条例の制定について
- 第89号議案 大洲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 第90号議案 大洲市職員の旅費に関する条例の一部改正について
- 第91号議案 大洲市国民健康保険税条例の一部改正について
- 第92号議案 大洲市大和（郷）土地区画整理事業債償還基金条例の廃止について
- 第93号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 第94号議案 大洲市過疎地域自立促進計画の変更について
- 第95号議案 専決処分した事件の報告並びに承認を求めることについて（各委員長報告、質疑、討論、表決）

日程第 3

- 第96号議案 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第97号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（提案理由説明、質疑、討論、表決）

日程第 4

- 議第10号議案 大洲市議会議員定数条例の制定について（定数20人）
- 議第11号議案 大洲市議会議員定数条例の制定について（定数25人）（提案理由説明、質疑、討論、表決）

~~~~~

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 第76号議案～第95号議案

日程第 3 第96号議案、第97号議案

日程第 4 議第10号議案、議第11号議案

~~~~~

午後 2 時00分 開 議

○清水久二博議長 これより本日の会議を開きます。

~~~~~

○清水久二博議長 中野茂明議員ほか 3 名から議第10号議案が、山下勝利議員ほか 7 名から議第11号議案が、また市長より第96号議案及び第97号議案の提出がありましたので、報告いたします。

なお、市長より提出のありました報告第 3 号から報告第12号までの報告10件につきましては本日受理し、お手元に配付しておりますから御了承願います。

~~~~~

○清水久二博議長 本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

~~~~~

○清水久二博議長 まず、日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、1 番大野立志議員、2 番上田栄一議員を指名いたします。

~~~~~

○清水久二博議長 次に、日程第 2、第76号議案から第95号議案までの議案20件を一括して議題といたします。

ただいま議題といたしました各議案は、6 月20日の本会議においてそれぞれ所管する委員会に付託された議案であります。

委員会における審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

まず、総務文教委員長の報告を求めます。

○20番矢間一義議員 議長

○清水久二博議長 矢間一義議員

〔20番 矢間一義議員 登壇〕

○矢間一義総務文教委員長 それでは、ただいまから総務文教委員会の御報告を申し上げます。

当委員会は、去る 6 月22日、関係理事者の出席を得て、付託を受けました平成18年度一般会

計補正予算を初め議案４件につきまして慎重なる審査を行いました。その審査結果につきましては、お手元に配付されております委員会報告書のとおり、いずれの議案も原案のとおり可決または承認すべきものと決した次第であります。

それでは、審議過程で特に議論され、あるいは委員より指摘、要望いたしました主なものの概要について御報告を申し上げます。

初めに、第89号議案大洲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてであります。

現在、市職員の勤務時間は午前８時30分から午後５時15分までとなっており、そのうち給与の支給対象とならない休憩時間が45分、支給の対象となる休息時間が午前と午後それぞれ15分ずつ認められております。今回の条例改正は、給与の支給の対象となる午前と午後の休息時間について、民間企業ではほとんど普及されていないことなどの理由により、国の人事院規則で廃止されていることにあわせて、本市においても廃止するとともに、45分の無給の休憩時間を15分延長して１時間とし、それに伴い終業時間を午後５時30分までにするというものであります。

委員より、条文の中に１日の勤務時間が６時間を超え８時間以下の場合には休憩時間を45分以上１時間未満とすることができるという項目もあるが、どういう場合を想定されているのかとただしたのであります。

これに対して理事者より、職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすときを想定しており、具体的事例として、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員がその子を養育する場合や、小学校に就学している子のある職員が送迎をするために住所以外のところに出向く場合、また職員が要介護者を介護する場合など、５つの適用項目が設けられており、これらに該当する職員から休憩時間を短縮し、短縮した分終業

時刻を早めたいとの申し出があった場合に限り認められるものであると答弁がありました。

次に、平成18年度一般会計補正予算について申し上げます。

まず、総務費について申し上げます。

今回の補正予算に行政改革推進の一環として市補助金の見直しに当たり、より公平性、透明性を図るために外部の委員で組織する審査会、すなわち大洲市補助金等審査会の運営経費が計上されております。

委員より、審査会の委員は市内の有識者５名を選任するとなっているが、こういった方々を選任するのか、また公平公正の立場からどのような審査方法を考えているのかとただしたのであります。

これに対して理事者より、審査会委員の選定に当たっては、補助金交付団体の役員等に就任されている方は極力避けて、できるだけ補助金との関係のない方を選任すべきとの考えで現在人選中である。審査の方法に関しては、現在までに補助金に関する調書をもとに財政課と行政改革推進課により各課とのヒアリングを実施し事前評価を行っており、この事前評価について、各部から２名及び各支所長で構成する内部の検討委員会で公益性、必要性、効果性、独創性、適格性の５部門において点数により評価する予定である。さらに、その評価の妥当性について、今回設置する外部の有識者で構成する補助金等審査会において審査し、その結果を市長に意見書として提出していただく予定である。その後、その意見書をもとに庁議において最終決定する運びとなると答弁がありました。

次に、旧大洲保育所用地売却事業についてであります。

委員より、市長の提案理由説明の中で当該用地について活用の見通しを得たとの発言に伴い、具体的な内容についてただしたのであります。

これに対して理事者より、この事業は城山公

園整備事業に伴う用地買収に関連しており、当該事業のため用地を買収する相手方に、代替地として旧大洲保育所跡地の建物等を解体し更地にして売却するものであり、今回の補正予算に解体に要する工事請負費等を計上したものであると答弁がありました。

次に、教育費関係について申し上げます。

今回の補正予算に県からの委託または補助事業で指定校を指定して実施する教育関連の事業費が多数計上されておりますが、その中の不登校対策及び子供と親の相談員配置事業に関連し、委員より、当市での不登校の現状と相談員の配置状況、また近年増加傾向にある発達障害児についてどの程度把握しているのかとたじたのであります。

これに対して理事者より、不登校は平成13年度が小・中学校合わせて34人とピークであったが、平成14年度以降は減少傾向にあり、昨年度は小学校で2名、中学校で21名、合わせて23名までに減少した。以前の不登校は非行が主な原因であったが、最近では人間関係のもつれや家庭環境の複雑化により心が落ちつかないといった精神的な要因によるものが多くなってきている。

相談員の配置状況については、ハートなんでも相談員を大洲南中、新谷中、肱東中にそれぞれ1名ずつ、また1名のスクールカウンセラーが大洲北中、長浜中、長浜小学校の3校を巡回している。さらに、菅田小学校には今回子供と親の相談員を1名配置することとなり、喜多小及び平小学校には生徒指導推進協力員という形で1名配置している。

発達障害児の状況については、最近は能力は高いものの、何らかの影響により突発的にパニック状態に陥る高機能自閉症の子供がふえている傾向があり、こういった児童・生徒が在籍する学校では現在の教員数では対応し切れないため、県からの職員を増員し対応している。しかし、それでも対応できない場合もあり、そうい

った場合は市が独自に介助員等を配置しているのが現状である。

なお、専門家の話によると、高機能自閉症の子供の割合は、20人から30人に1人とも言われており、学校でも正確な人数を把握できていないのが現状であると答弁がありました。

以上のような説明を受け、委員より、現場の先生方には大変な負担がかかっていることを改めて認識するとともに、今後も先生方の指導に期待したいという意見が出されたのであります。

次に、その他の事項として、学童保育に対する教育委員会での対応と大洲少年自然の家の活用について要望が出されましたので申し上げます。

まず、学童保育についてであります。

委員より、近年学童保育を希望する保護者の声が高まり、全国的に設置箇所も増加傾向にある。当市においても例外ではなく、今後ますます保護者の要望も高まることが予想されるため、教育委員会としても関係機関と積極的に協議し、真剣に取り組んでいただきたいと要望したのであります。

次に、大洲少年自然の家についてであります。

当該施設の運営については、今定例会での一般質問に対し、理事者より閉鎖の方向で地元協議を進めてまいりたいとの答弁がありましたことは御案内のとおりであります。

このことに関して委員より、当市の財政状況から今後も現行どおりの管理運営を要望することは無理があるのかもしれないが、現代の子供たちは自然の中で体験する機会が少なくなっており、少年自然の家を利用した体験は他の宿泊施設では味わうことのできない貴重な経験であるため、現在の活用方法を見直し、子供たちに農作物の種まきから収穫を体験させたり、グリーン・ツーリズム的な新たな体験型施設として活用するなど、子供たちの将来に目線を向け

た活用法なども検討していただきたいと要望したのであります。

以上、今定例会で付託されました議案の審議経過及び要望、意見等について申し上げますが、何とぞ適切なる御審議、御決定を賜りますようお願い申し上げます、総務文教委員会の報告を終わります。

○清水久二博議長 次に、企画財政委員長の報告を求めます。

○12番村上常雄議員 議長

○清水久二博議長 村上常雄議員

〔12番 村上常雄議員 登壇〕

○村上常雄企画財政委員長 それでは、ただいまから企画財政委員会の御報告を申し上げます。

当委員会は、去る6月23日、関係理事者の出席を得て、付託を受けました一般会計補正予算案を初め議案4件につきまして慎重なる審査を行いました。その審査結果につきましては、お手元に配付されております委員会報告書のとおり、いずれの議案も原案のとおり可決並びに承認すべきものと決したのであります。

それでは、審議過程で特に議論され、あるいは委員より指摘、要望いたしました事項について、主なものにつき概要を御報告申し上げます。

まず、補正予算関係について申し上げます。

理事者から、大洲市一般会計補正予算（第1号）の歳入全款と関係する歳出等について説明がありました。

歳入のうち、市税全体の見通しにつきましては、個人市民税において税制改正の影響もあり2.6%の調定額の増を見込むとともに、固定資産税については横ばいないし微増、軽自動車税においては微増を見込んでおり、たばこ税においては禁煙運動の広がりにより減収の傾向にあるものの、本年7月1日から税率が引き上げられることによる増収を見込み、市税総額では7,700万円の増額計上がされております。

次に、分担金及び負担金並びに国や県からの負担金について、委員から、大洲学園知的障害者施設費負担金が減額になっているのはどういう理由によるものかとただしたところ、理事者から、施設利用の食費や光熱費等の負担については、今まで所得割で計算され、所得に応じて多い人は多く少ない人はそれなりに負担されていたが、本年4月から障害者自立支援法が施行されたことにより、定額部分が出てきたことやシステムが月払いから日払いに変更になったことに伴い、利用者一人一人について減免等も含め再計算を行った結果、当初予算の見込みより減少したため減額補正するものであると答弁がありました。

次に、土木費国庫補助金のあんしん歩行エリア整備事業補助金について、委員から、その使い道となる事業の具体的な内容をただしたところ、理事者から、この事業は東大洲拠点エリア内の交通事故防止対策事業として路肩のカラー舗装及び交差点におけるびょうの設置等を計画しているものであり、総事業費は1,400万円で、そのうち国からの補助金として55%の770万円を計上したものであるとの答弁がありました。

次に、衛生費県補助金について、委員から、浄化槽設置整備事業費補助金の県の補助率が従来の3分の1から3分の1の80%になっているが、制度の内容が変更になったのかとただしたところ、理事者から、従来は国・県・市がそれぞれ3分の1ずつの負担割合となっていたが、県の財政が厳しいために昨年は3分の1の90%になり、今年は3分の1の80%になったもので、その減額分の差額は市が負担しており、利用者への補助額は変わっていないとの答弁がありました。

次に、総務費県補助金の離島航路運営事業補助金について、委員から、青島の人口、運航日数、年間利用人数等就航の実態をただしたところ、理事者から、青島の人口は現在35人で、運

航日数は年間で622回、平成17年度の年間利用人数は子供も含め約4,870人になっている。運航路については、以前は青島を起点にして長浜間を1往復していたが、現在は船員の確保等の事情から、長浜を起点にして午前と午後に2往復するという運航形態になっているとの答弁がありました。

次に、地域づくり推進費の集会所改修工事費並びに集会所整備費補助金についてであります。

今議会に、市立集会所3カ所、地区集会所2カ所、計5カ所の集会所修繕に係る予算が計上されておりますが、委員から、集会所修繕に係る採択基準はどのようになっているのかとただしたのであります。

このことに対し理事者から、現在市立集会所と地区集会所を合わせると全部で346棟あり、修繕の要望も多数出てきているが、財政面でそのすべての要望にこたえられる状況になく、可能な限り対応しているのが実態である。市立集会所の場合は、修繕の内容等により機能回復、機能維持及び向上、維持管理の範囲と3つに区分しており、5万円以下の修繕についてはすべて地元負担、また5万円を超えた場合はコミュニティ集会所整備基準に基づき1割から3割の負担金をいただいている。一方、地区集会所の修繕については、大洲市地区集会所整備事業補助金交付規程に基づき、5万円を超えた部分の半額について補助を行っているとの答弁がありました。

次に、大洲城管理費の「大洲お城まつり」負担金について、委員から、このイベントではどのような計画がなされているか、その具体的な内容をただしところ、理事者から、「大洲お城まつり」は大洲城が復元されて9月1日で3年目を迎えるために行うもので、現在実行委員会で内容を検討しているが、期間は8月12日から13日のプレイベントと9月1日から3日間のメインイベントを計画している。プレイベントで

は、大洲球場で行われる愛媛マングリンパイレーツの試合と連携して城山でもちまきなどを行う予定にしている。また、同じくプレイベントとして、8月12日の土曜日に、大洲市周辺の中学生、高校生による吹奏楽のジョイントコンサートを市民会館で行いたいと考えている。メインイベントの3日間については、夏季大学の講演会、大洲城に関する企画展、歴史クイズ、学習会の開催など教育委員会と連携する事業、また実行委員会としては絵画展や市内の写真愛好家による写真展なども現在検討を行っている。また、メインイベントの期間中、可能であれば大洲城の天守閣の周辺で大道芸人ショーや「大洲まちなかウォークラリークイズ」を行いたい。さらに、夏季大学で例年行っている講演会は、今回大洲城あるいは大洲の歴史を踏まえた内容とするために歴史番組担当のNHKのアナウンサーに依頼したいと考えている。また、「私が描く大洲城」ということで、市内の小学生、中学生の参加も考えているとの答弁がありました。

次に、電子計算費の総合電算システムプログラム改良業務委託料について、委員から、今後も税制や介護保険など制度の改正が予想されるが、そのようなときにシステムを改良する場合、システム改良に伴う委託料は他市と本市とではどのような差、あるいは違いがあるのかとただしたところ、理事者から、他市と比較する場合、システムの保守委託料の契約の仕方に大きく分けて2つの方法がある。その1つは、本市のようにシステムを導入した時点で導入業者と総合的に5年程度の長期で契約する方法であり、このような契約のもとでは新たなシステム改良が生じた場合の保守料は他の自治体でもほぼ同じような状況である。もう一つの契約方法は、システムごとに個々に契約をする方法で、本市は現在31のシステムがあるが、そのシステムを個々に地元の県内業者などと契約する場合、一つ一つのシステムごとに比較するのは難

しいが、どちらかという個々に契約する方が費用が少ないのではないかという感覚は持っている。ただ、合併時に4市町村のシステムを廃止して新たに統合したシステムを構築しており、その際システムの導入と同時にシステムの保守料については向こう5年間は経常的な経費として契約している。その中で、特別なものとして法改正等による画面の変更や帳票の追加、データベースの変更や追加が生じ、プログラムをつくりかえなければいけないような場合には新たな費用が発生することになっている。また、当市が独自に運用している5期の税システムについても、変更が生じた場合、同様に費用が発生するということで契約をしており、他市との比較は一概にできないけれども、今回の補正は契約している保守委託経費以外にプログラムの変更が必要なため、その変更で費用が生じたものであるとの答弁がありました。

以上、当委員会における審査の概要を申し上げましたが、よろしく御審議の上、適切なる御決定を賜りますようお願いを申し上げます、企画財政委員会の報告を終わります。

○清水久二博議長 次に、市民福祉委員長の報告を求めます。

○21番向井敏憲議員 議長

○清水久二博議長 向井敏憲議員

〔21番 向井敏憲議員 登壇〕

○向井敏憲市民福祉委員長 市民福祉委員会の御報告を申し上げます。

当委員会は、去る6月22日、関係理事者の出席を得まして、付託を受けました平成18年度大洲市一般会計補正予算案など議案8件につきまして慎重なる審査を行いました。その審査結果につきましては、お手元の委員会報告書のとおり、いずれの議案も原案のとおり可決あるいは承認すべきものと決した次第であります。

以下、審査の過程におきまして特に論議をされました事項について、その概要を御報告申し上げます。

まず、第91号議案大洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

今回の改正の概要としては、国保財政の安定確保と被保険者の負担の公平を図るため、介護分保険税率の改正をそれぞれ行うもので、平成17年度には市町村合併に伴い医療分保険税の負担調整を行ったため、介護分保険税については応能応益割合の平準化にとどめていたが、現行税率での試算において介護納付金の財源不足が見込まれるため、今回税率の見直しを行うものであるとの説明があったわけですが、委員より、改正による国保財政の見通しと改定に至る経過についてただしたところ、今回税率の引き上げを行ったとしてもなお財源不足の状態であり、依然として厳しい状況が続く見込みであるが、改定に際しては国保運営協議会に諮問するとともに、急激な負担の増加は避けるべきであるとの運営協議会での御意見を踏まえ、被保険者に対する負担が一度に過重とならないよう財政調整基金を充当することにより負担の軽減を図ったものであるとの答弁がありました。

御案内のとおり、我が国の医療保険制度は世界最長の平均寿命や高い保険医療水準を実現してきたところではありますが、急速な少子・高齢化や経済の低成長への移行、また国民医療費は毎年1兆円ずつ伸びており、大きな社会問題となっております。その際、国民が安心できる国民皆保険制度を堅持していくことが重要であり、将来にわたり持続可能なものとしていくため、医療費適正化の総合的な推進及び新たな高齢者医療制度の創設並びに保険者の再編、統合など所要の措置を講ずるため、医療制度改革関連法案が去る6月14日に成立したところであります。

委員より、今回の医療保険制度改革の概要並びに改革に伴う今後の当市の対応について、特に高齢者対策について質疑が出されました。

これに対して理事者から、改革の主なものとしては、現役並みの所得がある70歳以上の高齢

者の患者負担の見直しや社会的入院と言われる長期入院に係る療養病床の見直しなどがなされたが、一方で少子化対策の一環として出産育児一時金を現在の30万円から35万円に、また乳幼児の患者負担を就学前まで2割とするなどの軽減措置がとられたところである。特に高齢者対策としては、75歳以上を対象とした新たな後期高齢者医療制度が平成20年度からスタートすることとなり、その保険運営については県内全市町が加入する広域連合が担うため、現在愛媛県において検討会が設置されたところである。今後は、関係機関や各種団体を通じて順次進められるものと考えているが、当保険者としても高齢者対策を初め最善の努力をするとともに、安心して暮らせる医療保険制度となるよう努めていきたいとの答弁がありました。

次に、身体障害者福祉について申し上げます。

本年4月に施行された障害者自立支援法によりまして、10月から障害者に福祉サービスを提供する場合は、介護保険と同様に認定審査会での審査と医師による意見書が必要となることから、それに係ります所要の経費が計上されているところでありますが、委員より、障害者がサービスを利用する際の手続並びに障害程度区分の判定方法について質疑が出されました。

これに対して理事者から、サービス利用の申請に対しては、まず障害者の心身の状態を判定するため、介護保険の認定調査79項目に加え障害の特性に関する調査27項目により一次判定を行い、この一次判定と特記事項並びに主治医の意見書をもとに、今回設置する審査会において二次判定を行った上で、区分1から区分6までの障害程度区分を認定することとなる。その後、サービス利用の意向を聞き取り、認定された障害程度区分や生活状況などを勘案し、ことしの10月以降、ホームヘルプサービスやショートステイなどの介護サービスについて支給決定を行う予定であり、現在サービスを利用されて

いる方については、直接連絡し、申請手続及び認定調査を行い、サービス利用に支障が生じないよう対応していきたいとの答弁がありました。

また、委員より、大洲学園などの施設に入所されている方に対してはどのような対応となるのかただしたところ、理事者から、施設入所者については猶予期間が設けられており、平成23年度末までに新しい体系に移行しなければならないこととなっており、当市においては障害者自立支援法が施行されて間もないこともあり、今後3年をめどにその意向について検討したいという施設が多いため、施設の新体系への意向を勘案しながら、入所者が混乱しないよう適切に対応していきたいとの答弁がありました。

次に、高齢者デイサービス事業について申し上げます。

当市の高齢化率は27%を超え、10年後には三十数%になると見込まれ、今後高齢者及び高齢者を抱える家庭を地域社会全体で支援していくことが重要になっており、高齢者施策の中でも特に重要となる介護予防事業については、一層効果的に推進していくことが求められております。

このような中において、デイサービス事業については、閉じこもりがちな高齢者や見守りを必要とする高齢者に対してこれまでも生きがい老人デイサービス事業として効果的に実施されてきたところですが、委員より、今回の補正予算に計上されている介護保険特別会計における特定高齢者デイサービス事業と一般会計における高齢者デイサービス事業の概要とその区別について質疑が出されました。

これに対して理事者から、介護保険特別会計においては、今年度から第3期介護保険事業計画に基づき予算執行しているところであり、今回の介護保険法改正により予防型システムへの転換策の一つとして、要支援、要介護認定を受

けていない高齢者のうち、要支援、要介護状態に陥るおそれのある方を対象とした地域支援事業が創設され、できるだけ要支援、要介護状態にならないようにするための事業として今回特定高齢者デイサービス事業を実施しようとするものである。また、特定高齢者と一般高齢者の区別については、保健センターや各公民館で行っている基本健診等により将来的に要支援、要介護状態に陥るおそれの程度により区別するものであり、このおそれが少ないとされる高齢者に対しては、一般高齢者デイサービス事業として昨年まで実施していた生きがい老人デイサービス事業と同様に給食や入浴、教養講座や創作活動などを行い、一方要支援、要介護状態に陥るおそれのある高齢者に対しては、特定高齢者デイサービス事業として本人の意向や生活環境を踏まえケアプランに基づき機能訓練や口腔ケアなど介護予防を中心に事業を行うもので、こういった介護予防の施策を展開することで、これまで以上に高齢者の自立に向けた支援を行っていきたいとの答弁がありました。

以上、委員会審査の概要について申し上げましたが、何とぞ適切なる御審議、御決定を賜りますようお願いを申し上げまして、市民福祉委員会の報告を終わります。

○清水久二博議長 次に、建設農林委員長の報告を求めます。

○15番宮本増憲議員 議長

○清水久二博議長 宮本増憲議員

〔15番 宮本増憲議員 登壇〕

○宮本増憲建設農林委員長 それでは、ただいまから建設農林委員会の御報告を申し上げます。

当委員会は、去る6月23日、関係部課長の出席を得て、付託を受けました平成18年度一般会計補正予算案を初めとする議案9件につきまして慎重なる審議を行いました。その審査結果につきましては、お手元に配付されております委員会報告書のとおり、いずれの議案も原案のと

おり可決すべきものと決した次第であります。

それでは、審査の過程で特に議論され、あるいは委員より指摘、要望いたしました主な事項について、その概要を御報告申し上げます。

まず、第87号議案は大洲市屋外広告物条例の制定についてであります。理事者より、この条例は屋外広告物の規制の根拠となる屋外広告物法をもとに、良好な景観を形成し、もしくは風致を維持し、または公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示及び広告を掲示する物件の設置並びにこれらの維持について必要な規制を行うことを目的に制定を図るものである。

その背景としては、特に最近では美しい町並みと良好な景観に対する国民の関心が高まってきており、地方自治体においても景観条例を制定するなど、地域の個性や特色を生かし、地域住民の意向を踏まえつつ整備を図っていく景観行政が求められている。

その景観行政と密接な関係にある屋外広告物の規制に関しては、本市ではこれまで屋外広告物法に基づく愛媛県屋外広告物条例により運営をしてきたが、本市が昨年5月に景観法に基づく景観行政団体となったことから、大洲市の実情に即した独自の景観形成に向けた計画区域の設定とその方針を景観計画として取りまとめ、良好な景観形成の実現に必要な基準や制限を求めていくことが可能となった。

このことから、景観行政と連携し、他事業と一体性を図るためにこの条例を制定しようとするものであり、当面は県条例を移行したものとするが、今後の景観行政の進捗にあわせ適切に対応できるよう本条例の制定を行うものであるとの説明がありました。

次に、委員から、平成18年度一般会計補正予算の説明を受けるに当たり、県では県議会において6月定例会に新たな予算や補正は計上しないという方針が出されているが、県補助金交付の全体の概要と必要な箇所についてはその都度

個別での状況を説明できないかとの質問が出されました。

このことについて理事者からは、道路整備に関する予算について、昨年も同様であったが、本年も県では6月補正では計上せず、また県単独事業も今年度で終了するというのを聞いている。しかし、昨年度県道の県単独事業予算では最終的には増額されている。今年の県議会の6月定例会での補正はないということではあるが、9月の定例会での方針はまだ出されておらず、今後については不透明な部分もある。今年度補助を受けることができなかった事業については、来年度再度申請する必要があるが、来年度県費補助事業がなくなった場合、特に継続事業は市単独または起債で行うなど方向転換をする必要があると考えている。なお、農林業関係で今年度国・県へ要求している補助については全て当初予算で計上されている。また、市の予算では市単独の補助率を定めており、多数の事業実施の要望があった場合には予算の範囲内で助成することとしているとの答弁がありました。

次に、理事者より、農業振興における補助のうち、みかん産地再編緊急対策事業補助金については、温州ミカン、伊予柑等から他の有力品種への転換による産地づくりのため、産地再編条件整備を図るものである。事業概要は、改植する農家が9戸、マルチ資材購入が26戸、ミカンのかん水資材の購入が4戸、ハウス施設の整備が2戸となっており、総事業費で2,240万円、補助率は県が3分の1、市が6分の1となっている。

次に、認定農業者総合支援事業について、農地の集積を行い経営規模拡大を行っている認定農業者を対象に事業導入を図るもので、この事業導入により農作業の効率化、経営の安定と地域農業の活性化を図ることを目的としており、事業内容は菅田地区の機械化組合がコンバイン1台を購入するもので、事業費は398万7,000円

となっている。補助率は県が3分の1、市が5分の1となっている。

次に、強い農業づくり交付金事業補助金については、指定産地となっている白菜について、産地の強化を図り、生産性並びに作業の効率化を図るため全自動歩行型収穫機4台の導入を図るもので、総事業費は390万円、補助率は県が2分の1となっているとの説明がありました。

次に、委員より、河辺地区の2路線の改良工事について、昨年県費補助がつけられていないが、そのうち1路線については最終年度でもあり辺地事業や過疎対策事業に切りかえる等何らかの方法で実施できるよう対応できないか、あわせて辺地対策事業と過疎対策事業については起債事業であるので、計上している分については100%実施できるかとただしたのであります。

このことについて理事者から、この改良工事について補助残に辺地債を入れているので、もし県費補助がつかないような場合には本年度予定の施行延長が計画より短くなるなど整備のおくれは生じるが、採択要件の施行延長が確保できるようにであれば起債により対応ができるものと考えている。辺地と過疎の事業が全部実施できるかということについては、昨年要望した分はほとんど実施できたが、これも起債枠の問題があるためその範囲の中で緊急性の高いものから優先的に実施していくことになるとの答弁がありました。

次に、委員から、がけ崩れ防災対策事業の本年度実施数の確認とそのうち補助が内定している件数について説明を求めました。

このことについて理事者から、がけ崩れ防災事業については、本年度当初予算で1カ所、今回の補正予算で8カ所の計9カ所を実施するようにしている。このうち、現在4カ所が内示を受けているが、残りの分については平成16年は災害が東予地方で大規模に多発したため、そこへ予算を集中的に配分されていたが、現在はあ

る程度復旧がされてきているため、全体的な予算の中で増額をお願いしていきたいとの答弁がありました。

次に、理事者から、大洲市公共下水道事業特別会計の補正予算について、終末処理場建設費肱南処理区の委託料850万円の追加については、平成7年の供用開始以来、肱南処理区内の接続率は平成18年3月31日現在で約78.7%にまで上昇している。その結果として、処理水と汚泥に分離する処理行程が近年限界近くに達してきた。このことから愛媛県と協議したが、国庫補助の対象でもあることから早急にこの改修を行うべきであるということになったため、今回肱北浄化センター建設工事委託料から肱南浄化センター建設工事委託料に予算の組み替えをするものであるとの説明がありました。

このことについて委員から、公共下水道事業について、概要と現在の進捗状況について説明を求めたのであります。

理事者から、まず全体的な計画として大洲市の用途地域全部合わせると398ヘクタールあり、事業費は約300億円程度かかる見込みである。そのうち、肱南処理区については、昭和63年度から平成17年度までの18年間の事業費は約98億2,500万円となっている。現在の供用開始面積は87.8ヘクタールであり、面整備率で98.9%とほとんどの整備ができている状態である。肱北処理区については、都市計画決定しているのが299ヘクタールで事業費は約200億円と試算している。このうち事業認可を平成11年3月に97.7ヘクタールで受けており、事業費を約90億円と見込んでいる。事業は平成10年度から着手しており、供用開始は平成20年度に36ヘクタールを予定している。面整備については現在19ヘクタールが完了しており、率にすると約19.4%になる。また、管路の施行済み延長については8.2キロメートルとなっており、事業費については平成10年度から平成17年度の8年間で約28億700万円となっている。なお、肱北処

理場の整備については現在約41%となっており、肱北処理区全体の整備実績については約45.3%となっているとの答弁がありました。

以上、当委員会に付託を受けました議案の審査経過並びに結果につきまして申し上げますが、よろしく御審議の上、適切なる御決定を賜りますようお願いいたしまして、建設農林委員会の報告を終わります。

○清水久二博議長 以上で委員長の報告は終わりました。

委員長報告に対する質疑は発言通告がありません。したがって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

発言の通告がありますので、これを許します。

大野新策議員の発言を許します。

○29番大野新策議員 議長

○清水久二博議長 大野新策議員

〔29番 大野新策議員 登壇〕

○29番大野新策議員 日本共産党の大野新策です。私は、18年6月議会に提案をされておりますそれぞれの議案を検討し、市民の皆さん方の暮らしや福祉を充実させる立場から、提案をされております20の議案のうち、第76号議案平成18年度大洲市一般会計補正予算（第1号）、第77号議案大洲市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、第79号議案大洲市介護保険特別会計補正予算（第1号）、これは5万大洲市民の暮らしや福祉を充実させていく、そう考えたときに賛成できる議案ではありません。

小泉首相は痛みの向こうに明るい希望があると構造改革を進めて、三位一体の改革の名のもとに職員の削減、民間委託や民営化などで福祉と暮らしのための施策を切り捨てて、住民負担の引き上げで財政難を乗り切ろうとしていると私は3月議会の反対討論でも指摘をしましたけれども、事態は指摘どおりに進んでおります。

庶民には低金利政策を押しつける一方、村上ファンドに絡んで自分は株式投資で大もうけを

していたことが明らかになった福井日銀総裁の辞任を求める声などは日増しに強まってきています。違法ではないと弁解をされますけれども、国民は日銀総裁としての責任はどう果たされるのか注目をしているところであります。

大洲でも、今市民の方から監査請求されております市長特別応接室へのトイレの設置問題は、予備費からの支出であると議会でも答弁はされたところでありますけれども、答弁の中で、合併で会議も多くなった、現在は特別応接室ではなくて会議室として利用しており、3階にはトイレが1カ所しかないので不便をかけているから設置をした、そう説明をされました。重要な会議に参加するのであれば、私などは先に用を済まして参加しております。それが私は礼儀だと思いますし、エチケットだと考えているところであります。どこでも部屋とは別のところにトイレは設置をされているのが普通であります。部屋の中にトイレを設置するというのは常識的にはその部屋を主に利用するその人の専用のトイレと理解をするものであります。

今市町村合併で市民にはあらゆる面で我慢を強いているわけでありますから、市長を初め関係者は少し我慢をしてでもむだなところには予算を使わないという姿勢こそ必要であります。第76号一般会計補正予算案からはそういう姿勢が見えてまいりません。

また、第77号議案、第79号議案は4月の医療制度の改悪で医療費負担がふえ、また10月からは介護保険事業の見直しによって市民の負担増を押しつける予算案であります。私は、第76号議案、第77号議案、第79号議案の3予算案に反対をするものであります。

また、第91号議案は国保税条例の一部改正でありますけれども、基本は国保税の引き上げにつながるものであります。私はこれまでも国保税は高過ぎると指摘をして、引き下げられるべきだと主張をしてまいりました。条例改正案は国保税の引き上げにつながるものであり、反対

を表明をするものであります。

以上、6月議会に提案をされております20議案のうち、4議案について反対の討論を行いましたけれども、市長は国や県の言いなりではなく、市民、住民の立場で意見を国や県に具申し、住民負担の押しつけに反対をして、住民の暮らしを守る防波堤の役割を果たし、サービスは高い方に負担は低い方にとという公約を国にも県にも守らせて実現をされるように改めて要望し、私の反対討論にかえる次第であります。御清聴ありがとうございました。

○清水久二博議長 以上で討論を終結いたします。

これより採決を行います。

まず、第76号議案平成18年度大洲市一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

この議案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○清水久二博議長 起立多数であります。したがってただいまの議案は原案のとおり可決されました。

次に、第77号議案から第84号議案までの議案8件を一括して採決いたします。

これらの議案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○清水久二博議長 起立多数であります。したがってただいまの議案8件は原案のとおり可決されました。

次に、第85号議案及び第86号議案の議案2件を一括して採決いたします。

これらの議案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○清水久二博議長 起立全員であります。したがってただいまの議案2件は原案のとおり可決されました。

次に、第87号議案から第92号議案までの議案

6件を一括して採決いたします。

これらの議案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○清水久二博議長 起立多数であります。したがってただいまの議案6件は原案のとおり可決されました。

次に、第93号議案及び第94号議案の議案2件を一括して採決いたします。

これらの議案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○清水久二博議長 起立全員であります。したがってただいまの議案2件は原案のとおり可決されました。

次に、第95号議案専決処分した事件の報告並びに承認を求めることについてを採決いたします。

この議案を委員長報告のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○清水久二博議長 起立多数であります。したがってただいまの議案は承認されました。

~~~~~

○清水久二博議長 次に、日程第3、第96号議案及び第97号議案の議案2件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○大森隆雄市長 議長

○清水久二博議長 大森市長

〔大森隆雄市長 登壇〕

○大森隆雄市長 それでは、第96号議案公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを御説明申し上げます。

本案は、平成17年4月1日付をもって選任いたしております3人の委員さんのうち、成岡安善委員から一身上の都合により平成18年6月30日付をもって辞職したい旨の願いが提出され、これを承認しましたので、後任の委員を選

任するに当たり議会の同意をお願いするものであります。

成岡委員には、短い期間ではありましたが、就任以来委員長として職員の利益の保護と公正な人事権の行使を保障するため格別の御尽力をいただきました。その御労苦に改めて感謝と御礼を申し上げる次第でございます。

後任の委員といたしましては、お手元の議案書にありますとおり、小澤功氏を選任いたしたいと存じます。

小澤氏は、市内比地町にお住まいでございまして、昭和43年3月高知大学教育学部を御卒業になり、今治市内の中学校講師を経て、翌年4月市立大洲南中学校教諭として奉職されました。以来、蔵川中学校、八幡浜市立愛宕中学校、大洲東中学校、新谷中学校、柴小学校等々に勤務されまして、本年3月大洲南中学校校長を最後に御退職になりました。御在職中においては、文部科学省英語教育指導者講座や長期教員海外派遣研修に参加され、市内はもとより県内教育会の指導的立場として英語科教育の発展に寄与されるなど、37年間にわたり児童及び生徒の教育一筋に情熱を傾けてこられた方でございます。平成5年に教頭、10年に校長に昇任され、小・中学校の経営と所属職員の指導監督に当たられるとともに、大洲市学校体育会会長、愛媛県教育研究協議会大洲支部長等の要職を歴任されております。

以上のように、人格は申し上げるまでもなく、特に教育行政の運営や人事行政にかかわる高い識見を有され、広く社会の実情にも通じておられますので、本市の公平委員会委員として適任であると確信し、ここに御提案申し上げたものであります。

次に、第97号議案人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを御説明申し上げます。

本案は、旧長浜町の推薦により法務大臣から委嘱されておりました清水禎子委員の任期が平

成18年9月30日をもって満了となりますので、後任の委員を推薦するに当たり議会の御意見を願うするものであります。

私といたしましては、お手元の議案書に記載のとおり、清水委員に引き続いてお願いをいたしたいと存じております。

清水委員は、市内白滝にお住まいでございまして、昭和36年3月高岡学園洋裁師範科を御卒業になり、同年9月から昭和43年12月までの7年間余りは同学園の教師として勤務されておりました。同学園を御退職、御結婚後は白滝地区において婦人会長、婦人防火クラブ会長、長浜町青少年補導員、県消費生活アドバイザー、長浜高等学校心の悩み相談員など多くの公職につかれ、地域のリーダーとして御活躍いただきました方でございます。現在は大洲市社会教育委員、そして平成12年9月からは人権擁護委員として人権の擁護と人権思想の普及、高揚に御尽力をいただいているところでございます。

以上のように、人格は申し上げるまでもなく、既に委員として2期6年近くの経験を積み、また特に高齢者の人権にかかわる高い識見を有され、広く社会の実情にも通じておられますので、本市の人権擁護委員として適任であると確信し、ここに御提案申し上げたものであります。

以上、追加提案いたしました人事案件2件につきまして、一括して御説明を申し上げます。何とぞ満場一致をもって御同意を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。何とぞよろしくお願いを申し上げます。

○清水久二博議長 以上で説明は終わりました。

本件に対する質疑は発言通告がありません。したがって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案2件につきましては、会議規則第37条第2項の規定によ

り、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清水久二博議長 御異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件に対する討論は発言通告がありません。したがって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

まず、第96号議案公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

この議案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○清水久二博議長 起立全員であります。したがってただいまの議案は同意することに決しました。

次に、第97号議案人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

この議案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○清水久二博議長 起立全員であります。したがってただいまの議案は同意することに決しました。

~~~~~

○清水久二博議長 次に、日程第4、議第10号議案及び議第11号議案、すなわち大洲市議会議員定数条例の制定についての2件を一括して議題といたします。

まず、議第10号議案、すなわち議員定数を20人とする案について提案理由の説明を求めます。

○27番中野茂明議員 議長

○清水久二博議長 中野茂明議員

〔27番 中野茂明議員 登壇〕

○27番中野茂明議員 それでは、議案提出の理由説明をいたします。

議第10号議案大洲市議会議員定数条例の制定

についてを次のとおり提出をいたします。

地方自治法第91号第1項の規定に基づき、大洲市議会の議員の定数は20名とする。

附則については議案のとおりでありますので、どうかよろしく御審議の上、適切なる決定を賜りますようお願いを申し上げて説明にかえます。

○清水久二博議長 次に、議第11号議案、すなわち議員定数を25人とする案について提案理由の説明を求めます。

○26番山下勝利議員 議長

○清水久二博議長 山下勝利議員

〔26番 山下勝利議員 登壇〕

○26番山下勝利議員 それでは、議第11号議案大洲市議會議員定数条例の制定について、提出者を代表いたしまして御説明を申し上げます。

現在の議員定数及び選挙区の設置につきましては、大洲喜多合併協議会において慎重なる協議検討の結果決定され、旧市町村議会においても議決されております事項でありまして、議員定数は30人、選挙区については旧市町村を区域とした選挙区が設けられています。これによりまして、昨年の10月2日には合併後初めてとなる一般選挙が執行され、旧大洲市の区域からは18人、旧長浜町からは7人、旧肱川町からは3人、旧河辺村からは2人の議員がそれぞれ選出され、現在各議員さんにおかれましては鋭意御活躍されているところであります。

この議員定数は合併により60人から30人と半数になったわけですが、財政的には歳出の削減が図られた半面、議員が大幅に削減された地域においては住民の意見などが反映されにくくなるのではないかとといった不安が残っているのも事実でありまして、今後最少で最大の効果を上げるため、より効率的な議会の運営を図っていくことが求められています。

一方、本市の財政状況は、いわゆる国の三位一体改革や長引く景気の低迷などによって非常に厳しい環境にありまして、大森市長におかれ

ましては今後の安定した行財政を図っていくために、大洲市行政改革大綱並びに大洲市集中改革プランを策定し、市を挙げて思い切った改革に取り組まれているところであります。

このような状況を見据えながら、次期議員定数に関して、昨年の11月から議会運営委員会において市民の意見や各会派の意向を踏まえながら協議検討並びに調整を進めてまいりました。その過程では、地元地区から議員がいなくなり不安であることから選挙区を残してほしいという地域住民の声も現実にあることや、合併して間もない時期であり、大幅に減らすのではなく、段階的に削減していくべきという意見、また一方で行財政改革からの面も含め大幅な削減を図るべきなどさまざまな意見が出たのであります。

議会においても、議員みずからが議員定数の削減を決断することにより、率先して改革の範を示すべきであるとの結論に達し、今回の条例案において、次の一般選挙から選挙区を廃止するとともに議員定数を30人から25人に改めようとするものであります。

この議員定数の削減と選挙区の廃止を行うことにより、今まで以上に市民の声が市政に反映されにくくなったり、行政の執行状況に対する監視機能が低下したのではかえって市民にとってマイナスになってしまいます。議会は議決機関としての大きな権能と重要な責務を担っており、議員みずからがその責務を十分に自覚するとともに、議員定数の減少に係る機能の行使や責任の遂行に障害とならないよう、こうした住民の不安や懸念を払拭するためにも、私たち議員はこれから一層の研さんに努め市民の負託にこたえていかなければならないということは言うまでもありません。

このように、議員みずからが定数削減等に取り組むことは、今後の議会の活性化並びに行財政改革に向けた強い決意のあらわれであります。身を削る大変な選択ではありますが、むし

る議員の資質向上と倫理の徹底を目指そうとする確たる理念と確信の上に立ってのことです。議員の皆様におかれましては、これまで申し上げました趣旨に御理解をいただき、本案に御賛同いただきますことを心からお願いを申し上げます。どうかよろしく願いいたします。

○清水久二博議長 以上で説明は終わりました。

本件に対する質疑は発言通告がありません。したがって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案2件につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清水久二博議長 御異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

発言の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、大野新策議員の発言を許します。

○29番大野新策議員 議長

○清水久二博議長 大野新策議員

〔29番 大野新策議員 登壇〕

○29番大野新策議員 私は、ただいま提案をされました議第10号議案並びに議第11号議案に対する反対の討論を行いたいと思います。

次回の選挙から議員定数を20人に減らすというのが議第10号議案の内容であります。また、議員を25人に減らすというのが議第11号議案の議案であります。それぞれの条例案について提案理由の説明がありましたけれども、私は今市町村合併で行政も職員の削減や経費の削減などで非常に苦しんでいる、一生懸命頑張ってる、議会は何もしないのでいいのかと、定数を減らして理事者に協力をしていくという論であると

思うわけであります。

私は、議員の定数は昨年行われた前回の選挙で60人から定数が30になりました、そして今この議場で5万市民の皆さん方の暮らしや福祉、さらには地域の活性化、大洲市の発展のためにそれぞれの立場から頑張っているという確信をしています。その中で、議員の数が少なければ少ないほどいいという立場に私は立つつもりもありませんし、皆さん提案をされたそれぞれの理由に賛成を、同意をするわけにはいかないというふうに考えています。

議員1人当たりの人口は現在1,400人余りの方を担当すると、そういう状況であります、20人になれば2,500人、25人になれば2,000人、そういうふうな数になると思います。議員というのは市民の皆さん方の声を十分につかんで市政に反映をさせていく、そういう大きな責任があるわけであります。私は、昨年の選挙で小選挙区で行った定数30で選挙が行われたわけでありまして、次回の選挙でやはり選挙区を小選挙区から大選挙区へ変えていくと、そして30の議席で市民の負託を問う、これが今大洲市議会の置かれている議会の役割じゃないかというふうに思うわけであります。

また、定数削減をする、そのことにつきましても、数を示しながら、私は市民の皆さん方の合意を十分にとりつけて、次の次の選挙から定数を減らしていくというふうなことにすべきだと、段階的に改定、削減をしていくべきだという立場であります。

ですから、ただいま提案をされております第10号議案並びに第11号議案については反対を表明して討論にかえるわけであります。

終わります。

○清水久二博議長 次に、梅木良照議員の発言を許します。

○10番梅木良照議員 議長

○清水久二博議長 梅木良照議員

〔10番 梅木良照議員 登壇〕

○10番梅木良照議員　ただいま議題となっております大洲市議会議員定数条例の制定について、その議員定数を25人とする案に対しまして賛成討論を行います。

先ほどの提案理由説明にもありましたように、当市議会の議員定数に関しましては、旧町村の合計定数であった60人から現在の30人の大幅減となっております、次期議員定数について、すなわち平成21年10月からは25人とする事によりまさに少数精鋭の議会となるわけであります。

御案内のとおり、当市の財政状況は言うまでもなく非常に厳しい状況が続いているところであり、行政改革の面からも現状の30人では市民の方々に理解を得がたいのではないかと。また、私たち議員は市民から選ばれた者として議員であることの重みと責任を考えると、何らかの結論を見出すことが重要だったわけでありまして、議会運営委員会におかれましては慎重審議をしていただき、また我々も市民の方々を初め各方面に足を運び協議検討の結果であり、私は今回の25人という5人を減少する案を出されていることに対しましてこの案に賛成するものであります。

この議員定数の問題につきましては、一般的には財政的観点から見られがちであり、行政改革の視点からのみにとらわれて問題にされているような感もあります。

しかしながら、議員定数という根本的なものは、議会の権能、つまり議会のあり方、役割を決める重要な要素でありまして、その数、すなわち議員定数の大小がその議会の運営に大きく響いてきます。つまり住民の意思を十分に反映することができるかどうかといった点が重要となってくるものであります。

したがって、この25人案は、議会が十分に住民の意思を行政に反映する権能を確保しつつ、能率的な議会運営をするために果たして何人の議員定数がいいのかということを念頭に議論さ

れてきたものであり、私は次期大洲市議会には25人の議員定数をもって議会制民主主義の立場に立ち実り多い大洲市のまちづくりのために邁進できるものと確信し、以上賛成討論といたします。

○清水久二博議長　次に、二宮淳議員の発言を許します。

○9番二宮淳議員　議長

○清水久二博議長　二宮淳議員

〔9番　二宮淳議員　登壇〕

○9番二宮淳議員　私は、議員定数を20名とするという条例案に対する賛成の立場から討論をいたします。

まず、合併の第一義の目的であります行財政改革、これもちろん財政の健全化ということは非常に重要な項目となってまいります。その中で、この大洲市、愛媛県下11市の中においてその財政状況は最悪でございます。

そういった中で、議員はみずから身を削ってでもその議員の定数を減して財政の健全化に努力しなければならないというふうに私は思っております。やみくもにその20という数字が出るわけではなく、これは将来的に次の市議会選挙のときには多分大洲市の人口は5万人を切っているだろうと思われまゝ。そうすると、議員の法定定数は上限が26名でございます。果たしてそれより1名減らしただけの25名でよろしいでしょうか。

また、全国的に見ましても、人口が約5万人前後の自治体、その議員の定数というものを平均すると22.5名でございます。そういったことを考え合わせますと、私は議員定数を20にするのが妥当ではないかというふうに考えます。

また、先ほど来20に減したものではありません、その地域の声が届きにくくなるんじゃないかというふうに心配されているようでございますけれども、これに関しましては合併協議会において地域審議会というものができてございます。その中で、河辺、肱川、大洲、長浜各地域で15名ずつ

の有識者や各分野にたけた構成メンバーから審議会ができておりますけれども、そういった中で地域の問題点や要望といったものを行政に反映させていただけるのではないかというふうに私は思っております。

以上のような理由で、私は議員の定数を20名にするということの条例案に賛成の立場から討論をいたします。

以上です。

○清水久二博議長 次に、中野寛之議員の発言を許します。

○8番中野寛之議員 議長

○清水久二博議長 中野寛之議員

〔8番 中野寛之議員 登壇〕

○8番中野寛之議員 私無所属の中野寛之は、定数25人とする大洲市議会議員定数条例案に賛成の立場から討論を行います。

昨年1月の市町村合併後、新大洲市議会においては議会の早期解散などをめぐりまして非常なごたごたがございました。そして、昨年10月の出直し市議会議員選挙におきましても、これら議会の混乱に対しまして市民の皆さんからの厳しい審判が下ったことは皆さん記憶に新しいことだと思います。

私も市民の皆さんの厳しい視線、そして現在の財政状況から見まして議員定数の削減がまず必要であると、このように考えておりました。

昨年の市議選後、速やかにこの問題に関する非公式協議を開始し、翌11月には議会運営委員会にて正式に議題として取り上げまして、8カ月にわたりさまざまな議員の方々と協議を重ね、ようやくここまでこぎつけることができたと思っております。

また、この議論の最終段階でもやや紛糾いたしました。が、全会一致への努力もまた非常に行われております。先ほどの提案理由説明の中では触れられておりませんでした。が、議会運営委員会の中での各会派取りまとめの段階では、単純な多数決だと定数26人とする案が実は有力で

ございました。しかし、この中で議会運営委員会山下委員長は議会自身のルールを定める定数条例の策定に当たっては議論を尽くして全会一致を目指すべきであり、県議会や松山市議会のような多数決による決着は望ましくないとの御見識に基づき、定数25という委員長提案を行ったわけであります。そして、全会一致を目指して慎重かつ長期的な話し合いの努力が続けられてきました。

私自身は議員定数24人以下が望ましいという考えでありました。しかし、この8カ月間の話し合いを尊重し、そして山下委員長の議会制民主主義を熟知した取りまとめに大きな敬意を払いまして、今回定数25案に賛成したいと思えます。

それにしても、私が理解に苦しむのは、なぜこの取りまとめ直前になって定数20という極端な提案を行うのかという点であります。そもそも日本共産党を除く我々29名の議員は、全員定数の削減に賛成なのです。そうしますと、あとは定数を何人減らすのかという数の妥協の問題でありまして、これは話し合いで十分全会一致が可能であったはずで

例えばダム問題のように賛成や反対でこれは全く見解が分かれて話し合いがつかない、こういうような性格の議案ではそもそもございませ

〔発言する者あり〕

議長、先ほどの有友議員の発言、議員の発言の自由を侵す発言ですので、注意をお願いします。

○清水久二博議長 静かにお聞きください。

○8番中野寛之議員 そして、可決の見込みが

全くない議員提案をなぜ行うのか。

また、提案するのであれば可決に向けた各議員への説得や働きかけをなぜ全く行わないのか。先ほどの簡潔過ぎる提案理由説明を聞いてもわかりますように、きょうになって突然条例案を事務局に提出する、こういう行為も含めて私は理解に苦しみます。

仮に、話し合いに応じて定数23なり24の妥協案を出しておれば、全会一致となっていた可能性も高かったのです。結果として、議員定数を25から減らさなかった責任は超党派にある、私は指摘いたします。

この後の表決でもし仮に超党派の主張のとおりこの議員定数25案が否決されればどうなりますか。定数30、小選挙区制度という現状が結果として維持されてしまいます。自分たちの意見が100%通らなければすべて反対するという態度は、結局市民にとってマイナスでしかありません。

また、この定数25案が可決されても、次回の市議会議員選挙まで……。

〔発言する者あり〕

○清水久二博議長 静かにしてください。

○8番中野寛之議員 次回市議選まで3年以上の期間が過ぎます。市民の皆さんの世論が盛り上がれば、再度定数を見直すこともできるはずですが、これらの点からも今回の超党派による議員定数20の提案は全く意味がありません。

こういう無意味なことを繰り返したあげく、次回の市議会議員選挙になると、私たち超党派だけが定数20に賛成した、ほかの議員は定数25と主張したと……。

〔発言する者あり〕

○清水久二博議長 静かにしてください。

○8番中野寛之議員 選挙の人気とりだけのためにこのような常識外れの議会活動を行うつもりでしょうか。

思い起こせば、去年の市町村合併直前に多過ぎる議員はむだだと主張されて辞職した後、そ

の辞職したこと自体を売りにして立候補された方もおりましたが、それと非常によく似たケースであると思います。まさに無責任な党利党略、自分だけ選挙に通ればそれでいい、反対のための反対でありまして、こういった中身のない安易なパフォーマンスを行うこと自体が市民の皆さんからの市議会に対する信頼を損なっているのです。そしてまた、議会制民主主義をも愚弄する重大な背信行為であると私は強く指摘をしておきます。

以上をもちまして私の賛成討論を終わらせていただきます。今からでも遅くはありませんので、どうか一人でも多く賛成が出ますよう心よりお願いをいたします。御清聴まことにありがとうございました。

〔発言する者あり〕

○清水久二博議長 先ほどの中野寛之議員の発言につきましては、後刻記録を調査して、不穏当発言があった場合は善処いたします。

〔発言する者あり〕

以上で討論を終結いたします。

これより採決を行います。

まず、議第10号議案、すなわち議員定数を20とする案について採決いたします。

この議案を原案可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○清水久二博議長 起立少数であります。したがってただいまの議案は否決されました。

次に、議第11号議案、すなわち議員定数を25人とする案について採決いたします。

この議案を原案可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○清水久二博議長 起立多数であります。したがってただいまの議案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○清水久二博議長 以上で本日の日程を終了し

ましたので、会議を閉じます。

市長より閉会のあいさつがあります。

○大森隆雄市長 議長

○清水久二博議長 大森市長

〔大森隆雄市長 登壇〕

○大森隆雄市長 閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

今定例会は、去る14日招集以来15日間にわたり慎重かつ精力的に御審議を賜り、御提案申し上げました平成18年度補正予算案、条例の制定、改正等を初めとする重要諸案件、また本日の人事案件につきまして、原案のとおりいずれも適切な御議決を賜りました。まことにありがとうございます。心より厚く御礼申し上げます。

審議の過程でちょうだいいたしました数々の御指摘、御意見等につきましては、今後の市政運営に当たりでき得る限り反映させるべく努力をしてまいりまして、かつ説明責任を果たしてまいる所存でございます。引き続き温かい御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます次第でございます。

さて、大雨洪水等に心を煩わす時期を迎えました。でき得れば被害なきことを願いますとともに、たとえ被害が万一発生いたしましても、それを最小限に抑えることができますよう、関係機関各位の御協力を賜りながら万全を期してまいりたいと思っておりますので、重ねてよろしくお願い申し上げます。

結びに、暑さ厳しき季節に向かいます。折から皆様方には今後とも御自愛の上、ますます御活躍されますことを御祈念申し上げまして、今定例会閉会に当たっての私のごあいさつとさせていただきます。まことに長い間ありがとうございました。

~~~~~

○清水久二博議長 これをもちまして平成18年大洲市議会第2回定例会を閉会いたします。

午後3時41分 閉会

~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

大洲市議会議長

大洲市議会議員

大洲市議会議員